

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団医療通訳ボランティア事業実施要領

1 目的

在住外国人等との共生社会に向けた環境を整備するため、医療機関等を受診する際のコミュニケーションに不安を抱える在住外国人のため、医療通訳ボランティアを養成し、登録及び紹介を行い、安心して医療機関を利用できる地域を目指す。

2 医療通訳ボランティアの活動内容

(1) 医療通訳ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

ア 県内の病院又は診療所等が行う外国人等を対象とした医療に関する通訳業務

イ 県又は市町村が行う外国人等を対象とした保健に関する通訳業務

ウ その他、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下財団という）理事長が必要と認める通訳業務

(2) ボランティアであることから、病状が重篤な場合や重要な告知の通訳、手術に関することなどの大きな責任が生じる場合、及び感染症に係る通訳業務に関しては活動対象としない。

(3) 政治・宗教・営利を目的とした依頼は受け付けないものとする。

3 通訳対象言語

通訳対象言語は英語・中国語・スペイン語とするが、その他の言語の依頼で通訳可能なボランティアがいれば、紹介する。

4 医療通訳ボランティアの資格及び登録

(1) 原則として、財団が実施する「医療通訳ボランティア養成講座」を修了した方に、登録の資格を与える。

(2) 登録方法

登録希望者は、「医療通訳ボランティア登録用紙（第1号様式）」を作成し、財団国際交流課へ提出する。

(3) 登録期間

登録期間は原則2年間とする。更新を希望する者は、財団で実施する「医療通訳ボランティアステップアップ講座」の受講により2年更新することができる。

(4) 登録抹消

次のときには、ボランティアとしての登録を抹消する。

- ア 本人からの申し出があったとき
- イ 連絡がとれなくなったとき
- ウ 登録期間が失効したとき
- エ ボランティアとしてふさわしくない行為があったとき

5 医療通訳ボランティア養成講座

- (1) 通訳に必要な心構え、医療制度、病院のしくみ、医療に関する基礎的な言葉を習得させ、医療現場で通訳できる人材を養成する。
- (2) 受講対象者
 - ア 20歳以上の方で通訳ボランティアに関心があり、日本語及びそれ以外の言語（英語、中国語、スペイン語）で日常会話、読み書きが可能な方
 - イ 原則全日程出席できる方
- (3) 養成講座は必要に応じて開講し、内容については別に定める。

6 紹介範囲

医療通訳ボランティアの派遣範囲は、沖縄県本島内とする。

7 紹介を依頼できる者

- (1) 県内の病院又は診療所等
- (2) 県又は市町村の保健関係機関等
- (3) 県内学校の保健センター
- (4) その他、財団理事長が必要と認める機関
- (5) 個人からの依頼は受け付けない

8 紹介の手順

医療通訳ボランティアの紹介手順は次のとおりとする。

- (1) 通訳の申し込みは、紹介依頼者（医療機関や市町村等）を介して申し込む。
- (2) 依頼者は、原則として通訳希望日の5日前までに、「医療通訳ボランティア登録者紹介依頼書（第2号様式）」により、財団に対して紹介を依頼する。
- (3) 依頼を受けた財団は、通訳ボランティアの派遣または通訳内容が適切かどうかを判断

し、紹介および紹介する通訳ボランティアを決定する。

- (4) 決定された通訳ボランティアは、依頼者と連絡をとり、活動の詳細について説明を受ける。

9 活動終了後の手続き

医療通訳ボランティアは、通訳業務終了後1週間以内に「活動報告書（第3号様式）」を財団に提出する。

10 交通費の支給

医療通訳ボランティアの交通費は、依頼者又は通訳対象者が負担するものとし、次の費用を直接ボランティアに支払うものとする。

ただし、依頼機関等の旅費規程に沿って交通費を支給したい場合、医療通訳ボランティアとの協議の上であれば、その限りではない。

- (1) 交通機関（バス、モノレール）を利用する場合

起点間のバス賃、モノレール運賃の算定額を支給する。

- (2) 自家用車を利用する場合

医療通訳ボランティアが居住する最寄りのバス停またはモノレール駅等から、依頼先までの公共交通機関の運賃を適用し、支給する。

なお、駐車料金及び高速料金等が発生する場合、依頼者との協議したうえで、領収書の提出により実費を支給する。

- (3) タクシー利用

やむを得ずタクシーを利用する場合は、事前に依頼先の上承を得、支給する場合は領収書確認のうえ実費を支給する。

11 守秘義務

医療通訳ボランティアは、活動で知り得た個人情報・秘密を他に漏らしてはならない。

なお、ボランティア登録抹消後も同様とする。

12 保険

医療通訳ボランティアの活動中の傷害事故・賠償責任に対応するため、財団は保険に加入する。

1 3 依頼先等の責任

- (1) 依頼者等は、事故や約束事の不履行などにより通訳ボランティアに損害を与えないよう十分に配慮しなければならない。また、損害を与えた場合は、誠意をもって解決にあたることとする。
- (2) 通訳ボランティアの個人情報、第3者に漏らしてはならない。
- (3) 通訳活動中に通訳ボランティアが感染症にかかった場合は、紹介依頼者の責任において治療を行うこととする。

1 4 通訳ボランティア等の責任

通訳ボランティアが行う通訳については、財団及び通訳ボランティアの医療上、司法上の責任を問わないこととする。

1 5 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 月 日から施行する。